

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.219

令和2年10月12日

高齢の母が、雨樋と屋根瓦の修理を勧められ契約をしてしまいました。高額で不要な工事なので解約したいのですが...

## 相談内容

【相談者 60代 女性】

3日前、業者が自宅を訪問し、80代の母が雨樋と屋根瓦の修理工事を勧められ約70万円の契約をしてしまいました。母は以前から物忘れがひどく記憶もあいまいであり、高額で不要な工事を解約したいのですが...

## 対処方法

業者が高齢者世帯を訪問し、高額で不要な工事の契約をさせられたという相談が寄せられています。中でも、80歳以上になると判断能力が不十分となり、訪問販売や電話勧誘販売によるトラブルが多くなっています。契約の詳細がわからないことも多く、解決が困難となることがあります。

訪問販売や電話勧誘販売は法律で規制されており、クーリング・オフ制度や過量販売解除などの消費者保護のルールがあります。

- ・ 相談者には、クーリング・オフ期間中( )なので、クーリング・オフ通知の送付について、契約者(母)と検討されるよう助言しました。
- ・ 一人暮らしの高齢者や判断力が不十分な方を悪質な勧誘から守るためには、身近にいる家族など周りの方々が日頃から本人の生活や言動、態度などの様子を見守り、変化にいち早く気づくことが重要です。
- ・ 固定電話には、通話録音装置付き電話を使用する、住居に多額の現金を置かないなどの対策を検討しましょう。

トラブルに気づいたら、早めに市町村相談窓口や消費生活センターに相談してください(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)。

( )訪問販売や電話勧誘販売の場合、契約書面を受取った日から8日以内であれば、無条件で契約解除ができます。8日以内ならば、工事が終わっていてもクーリング・オフは可能です。(クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。)



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890